
経営革新・創業

経営革新・創業	1
中小企業経営革新支援事業（計画承認）	2
経営革新支援事業（フォローアップ・ハンズオン支援）	4
おきなわ健康産業販路開拓サポート事業(沖縄健康アイランド SHOP)	5
沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）	7
新連携支援事業.....	9
創業者等支援診断指導事業.....	12
創業塾（浦添商工会議所）	14
文化産業ビジネスモデル支援事業.....	15

中小企業経営革新支援事業（計画承認）

目的

新商品の開発や新しいサービスの提供、新分野への進出などの経営革新（新たな取組による経営の向上）にチャレンジする中小企業の計画を承認し支援する制度です。

対象者

設立してから1年以上経過した全業種の中小企業者又は組合等。

利用方法

経営革新計画（新たな取組により付加価値額、経常利益が計画期間（3～5年）に応じて一定の割合以上の向上を図る計画）を策定し、県（新産業振興課）の承認を受ける必要があります。

・付加価値額（または一人当たり付加価値額）

3年計画・・・9%、4年計画・・・12%、5年計画・・・15%

・経常利益

3年計画・・・3%、4年計画・・・4%、5年計画・・・5%

経営革新計画の内容

承認の対象となる経営革新計画の内容としては、新たな取組によって該当企業の事業活動の向上に資するものであり、概ね以下の4種類に分類されます。

- (1) 新商品の開発又は生産
- (2) 新役務の開発又は提供
- (3) 商品の新たな生産又は販売方式の導入
- (4) 役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動

※個々の中小企業者にとって「新たなもの」であれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても原則として承認対象となります。

支援内容

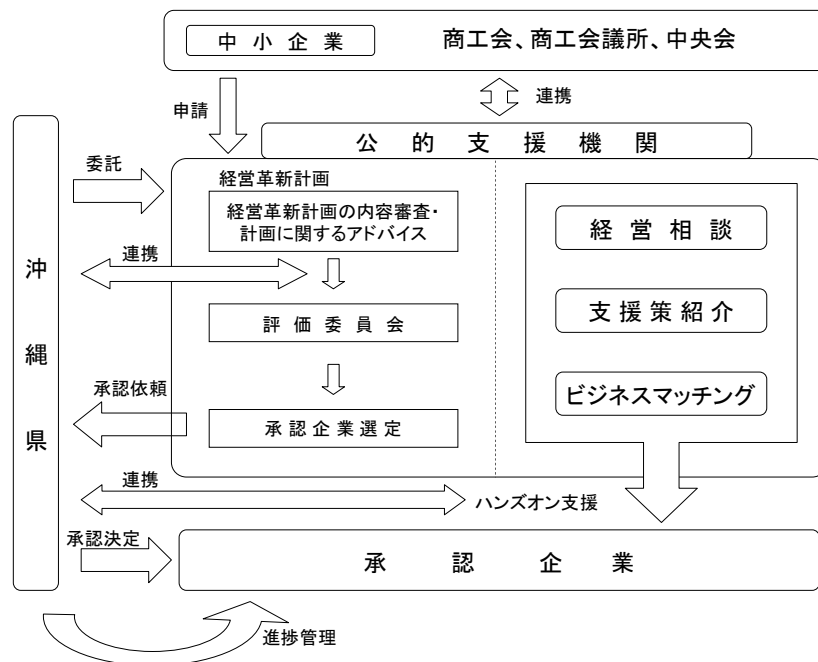
経営革新計画が承認されると以下の支援措置を活用することができます。

- (1) 中小企業経営革新支援事業費補助金
- (2) 低利融資制度（沖縄公庫、商工中金）
- (3) 税制による支援措置（設備投資減税）
- (4) 特許料金減免制度
- (5) 信用保証の特例
- (6) 県融資制度の適用（ベンチャー支援資金、高度化融資）
- (7) 中小企業投資育成制度の特例

【制度利用のポイント】

全ての制度の活用は、沖縄県知事による計画の承認を受けたことが前提ですが、各支援策を利用するためには各支援機関（補助金については県、融資制度については公庫等）による審査を受ける必要があります。

フロー図



※ 申請受付は随時行っております。

※ 評価委員会は不定期に開催されます。（1～3ヶ月）

問い合わせ先

(財)沖縄県産業振興公社経営支援課 TEL 098-859-6237 FAX 098-859-6233

※申請書は沖縄県商工労働部新産業振興課ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.okinawa.jp>

沖縄県ホームページ → 産業・仕事 → 商工業・中小企業 → 経営革新計画

経営革新支援事業（フォローアップ・ハンズオン支援）

目的

沖縄県の経営革新計画の承認を受けた企業を対象に計画承認後のビジネスマッチングや経営アドバイス等のハンズオン支援を行うことで経営革新計画の着実な実行を支援します。

対象者

沖縄県の経営革新計画承認を受けた企業等

支援内容

経営革新計画の進捗確認、ビジネスマッチング、経営アドバイスをハンズオン支援します。

活用のポイント

承認後の経営革新計画の着実な実施、経営環境等の変化により計画の実行が困難な場合などにご活用ください。

申請時期

随時

問い合わせ・相談先

財団法人沖縄県産業振興公社 経営支援課

TEL:098-859-6237

おきなわ健康産業販路開拓サポート事業(沖縄健康アイランド SHOP)

目的

自然環境に恵まれ優良な素材が豊富にある沖縄県の健康産業発展の一助とすべく、県内で製造・加工された健康食品を公社が運営するネットショップに掲載・支援することで、県外への販路拡大を目指します。

対象者

県内の中小企業および個人で、以下の要件を満たす方・商品を対象とします。

- ①沖縄県内に本社または主たる事業所を有する中小企業・団体・個人であること。
- ②沖縄県内で製造または加工した常温保管可能な健康食品・化粧品を取り扱っていること。
- ③社内でインターネット販売の専任者または担当者があること。

支援内容

- ①ネットショップの日常的な運営・管理は公社が行ないます。
- ②ネットショップへの商品掲載に関して、専門家との相談等の調整を行ないます。
- ③コスト削減のため、共同配送について調整を行ないます。

活用のポイント

ネットショップ出品を希望する方は、対象商品の現物および商品情報等が記載された資料をご持参の上で、公社担当者までご連絡ください。尚、場合によっては当方からの訪問対応も可能です。

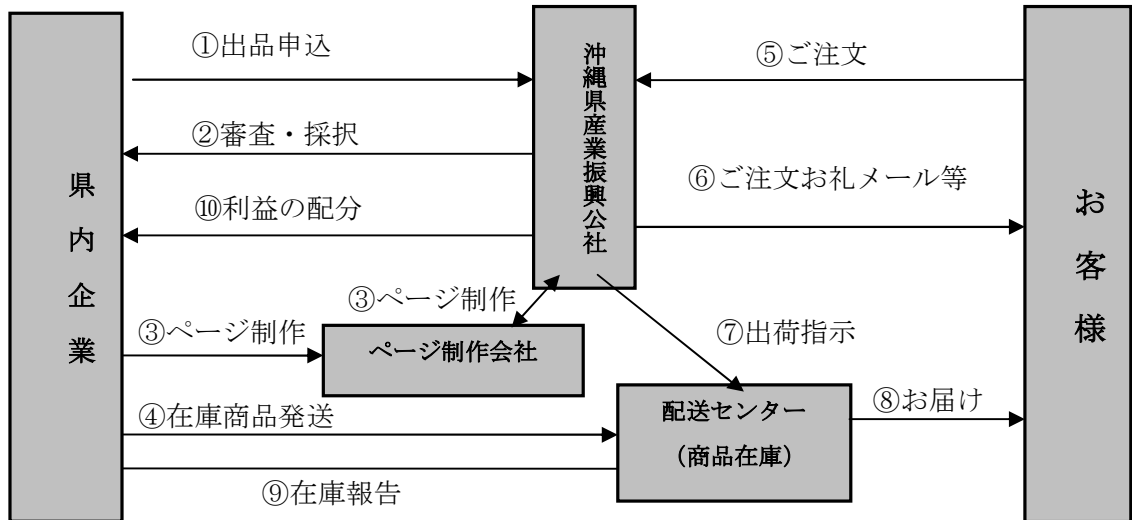
申請時期

随時申し込みを受け付けます。

申請先

沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
(おきなわ健康産業販路開拓サポート事業担当)

フロー図等



問い合わせ先

(財) 沖縄県産業振興公社 海外・ビジネス支援課
TEL. 098-859-6238 FAX. 098-859-6233
E mail: info@okinawa-ric.or.jp

沖縄県リサイクル資材評価認定制度（ゆいくる）

目 的

この制度は、県内で排出された廃棄物を再生資源として製造された建設資材の品質や再生資源含有率、環境に対する安全性等についての基準に適合した資材を「ゆいくる材」として認定し、県土木建築部発注工事で積極的に利用を図ることで、最終処分量を抑制する等循環型社会を構築することを目的としています。

対 象 者

県内のリサイクル資材製造業者・販売者等で品質管理に自らの責任で管理できる者が対象となります。

事業内容

- ① 評価基準・実施要領を公表し、リサイクル資材の申請受付(年1回)を行います。
- ② 申請書類の内容を審査し、材料試験や工場での設備・品質管理等を確認します。
- ③ 学識経験者等で構成される評価委員会により、審査・評価を行い、適合とされた資材を「ゆいくる材」として認定します。
- ④ 県土木建築部発注工事において使用する建設リサイクル資材は原則ゆいくる材を使用することとしています。(ただし特定建設資材廃棄物を原材料とするゆいくる材の場合)

活用のポイント

- 認定期間は3年です。
- 毎年、ゆいくる材の実績報告や品質試験報告の義務があります。
- ゆいくる材の品質等に問題がある場合、認定を取り消すことがあります。
- 申請料及び材料試験・工場審査費用は、有料(申請業者負担)となります。

詳しくは、(財)沖縄県建設技術センターのHPをご覧ください。

<http://www.okinawa-ctc.or.jp/recycle/index.html>

申請時期

毎年1回、6～7月頃

新連携支援事業

目的

分野を異にする2以上の中小企業者が行う、中小企業新事業活動促進法第2条第7項に規定する「異分野連携新事業分野開拓」に係る新連携事業の計画を認定し、支援することで、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることを目的とします。

新連携支援

新連携(中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」といいます。)

とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいいます)を有効に組み合わせ、新事業活動を行う事により、新たな事業分野の開拓を図ることをいいます。

新連携の支援にあたっては、(独)中小企業基盤整備機構沖縄事務所の連携のもと、連携体の発掘、事業化に向けた連携体の構築整備、市場化を見据えた新たな連携支援等を行っており、計画策定に向けた幅広い支援を行います。

支援内容

申請した新連携計画が承認された場合、以下の支援措置を活用することができます。

- (1) 政府系金融機関による低利融資制度(沖縄公庫、商工中金)
- (2) 高度化融資制度
- (3) 信用保証協会による信用保険の特例
- (4) 独立行政法人情報処理推進機構(IIPA)の債務保証制度
- (5) 新連携対策補助金制度
- (6) 中小企業投資育成株式会社の特例
- (7) 税制の優遇措置
- (8) 特許料の減免措置

新連携事業の要件

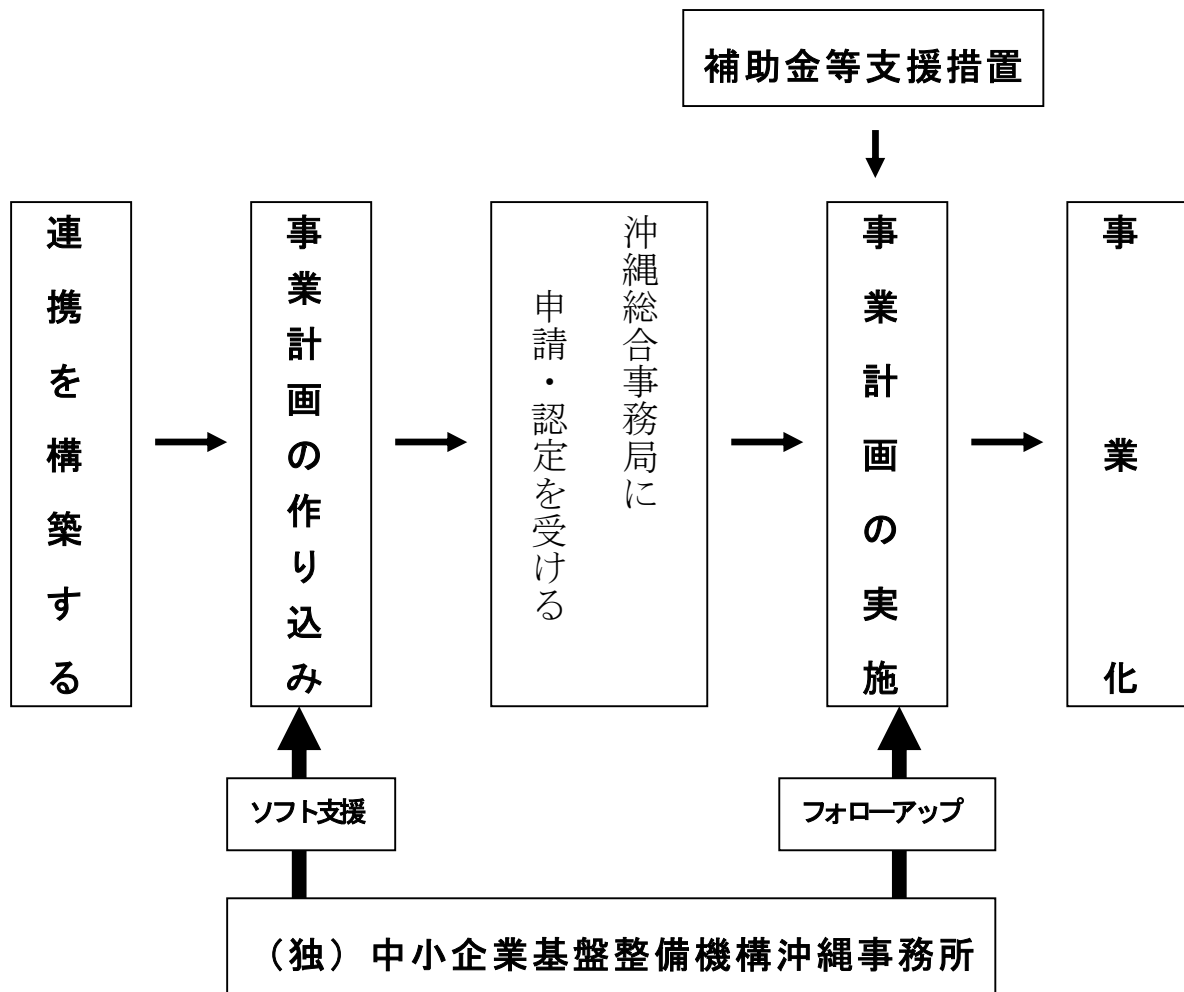
新連携事業の計画内容については、異分野の事業者が経営資源を有効に組み合わせて新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図るものであることが必要です。異分野とは、日本標準分類における細分類（4桁）が異なるものをいいます。ただし、同分類でも、持ち寄る経営資源が異なれば異分野とします。

- (1) 「新事業活動」とは
 - ①新商品の開発又は生産
 - ②新役務の開発又は提供
 - ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
- (2) ここでの「新たな」とは、地域や業種を勘案して新しい事業活動をさしています。ただし、当該地域や業種において、既に相当程度普及している技術・方式の導入等及び研究開発段階にとどまる事業については支援対象外とします。
- (3) 「新分野開拓」とは、市場において事業を成立させることです。「需要が相当程度開拓されること」が必要であり、具体的な販売活動が計画されているなど、事業として成り立つ可能性が高く、継続的に事業として成立することが求められます。
- (4) 「計画期間」は、3～5年間です。
- (5) 財務面では「新事業活動」により持続的なキャッシュフローを確保し、10年以内に融資返済や投資回収が可能なものであり、資金調達コストも含め一定の利益をあげることが必要です。
- (6) 連携体の条件
 - ①中核となる中小企業が存在すること。
 - ②2以上の中小企業が参加すること。他に、大企業や大学、研究機関、NPO、組合などをメンバーに加えることも可能です。ただし、中小企業の貢献度合いが半数以下の場合は、支援対象外となります。
 - ③参加事業者間での規約等により役割分担、責任体制等が明確化していること。

活用のポイント

新連携支援の実質的支援機関である（独）中小企業基盤整備機構沖縄事務所において、プロジェクトマネージャーを配置し、案件の発掘、事業計画の策定段階から販路開拓等において、法律認定に向けた支援を実施します。さらに、事業計画実施後も、確実な事業化・市場化されるまで、フォローアップを行い、支援していきます。

フロー図等



問い合わせ先

- 内閣府沖縄総合事務局経済産業部中小企業課
〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎
TEL 098-866-1755

- 独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所
〒901-0152
沖縄県那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター3階 TEL 098-859-7566

- 中小企業庁ホームページ <http://www.chusho.meti.go.jp>

創業者等支援診断指導事業

目 的

中小企業者等に対する創業者支援資金等の沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度の融資効果を十分に発揮させるため、中小企業診断士による経営コンサルティングを行い、経営管理の合理化を促進します。

対 象 者

創業者支援資金、創業者支援資金以外の沖縄県融資制度、機械類貸与制度、設備貸与制度を利用している中小企業者、組合等が対象となります。

支援内容

相談内容 売上・利益確保、資金繰り、顧客確保、人材育成等、経営に関する悩みがあればどんな内容でも相談可能です。

相談費用 費用は、沖縄県が全額負担するため、企業の負担は一切ありません。

診断方法 6月から翌年2月までの間に、中小企業診断士を2回派遣します。

派遣日時は、企業の負担にならないよう、企業と中小企業診断士との間で調整した上で決定します。

活用のポイント

経営課題について、様々なノウハウを持つ中小企業診断士の助言を受けることができるため、幅広い問題の解決が可能です。

なお、対象企業数に限りがあるため、お早めにお申し込みください。

実施スケジュール

4月 公募開始、

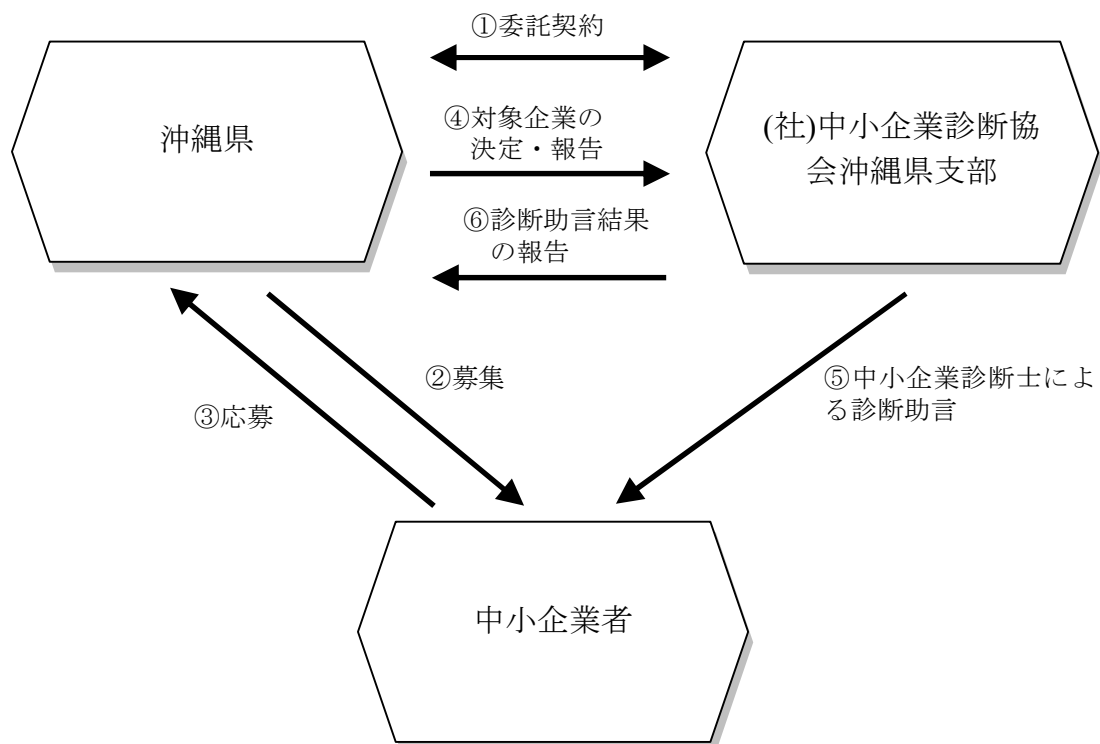
6月 対象企業決定

6月～翌年2月 診断実施及び診断結果報告

申請先

沖縄県商工労働部経営金融課(県庁8F)
TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

フロー図



問い合わせ先

沖縄県商工労働部経営金融課(県庁 8F)
TEL 098-866-2343 FAX 098-861-4661

創業塾（浦添商工会議所）

目的

創業予定者等に対して、ソフト面における支援事業を実施し新規開業の促進・地域雇用機会の創出等を図り、地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

対象者

県内在住で、独立開業をめざす方、創業、起業をお考えの方。

事業内容

創業に結びつくような具体的知識等を約30時間程度で習得する短期集中研修。

開催日等 受講要件

開催日：平成23年9月18日から10月16日の毎週日曜日（全5日程度予定）
（09：00～16：00）

場 所：浦添市産業振興センター・結の街 3階研修室 税込

定 員：40名

受講料：10,000円（税込・全5日分・交流会参加費込）

募集等：浦添商工会議所窓口にて申込用紙に記入の上受講料を添えて申込（8月下旬頃

受付開始）または浦添商工会議所HP <http://www.urasoe-cci.or.jp/>にて案内予定

主 催：浦添商工会議所

申請先

浦添商工会議所 中小企業部 経営支援課

カリキュラム

8月下旬頃 浦添商工会議所HPにカリキュラムを掲載します

問い合わせ先

浦添商工会議所 中小企業部 経営支援課

TEL 098-877-4606 FAX 098-877-4677

浦添市勢理客 4-13-1-2F 浦添市産業振興センター・結の街

文化産業ビジネスモデル支援事業

(平成 23 年度の公募は、終了いたしました。)

目 的

沖縄の文化資源を活用した現代の消費者ニーズを踏まえた独創性の高いビジネスプランの事業化や、情報通信サービスやハイテク技術等の異分野・新技術との連携・融合による付加価値の高い商品・サービスの商品化に向けた取り組みを支援することにより、文化産業の振興を図ることを目的としています。

対 象 者

補助対象となる事業者は、中小企業者又は団体であって、以下に掲げる事項をすべて満たすことが必要です。

- ① 本申請に係るビジネスプランの事業化又は商品・サービスの商品化を達成するために必要な能力を有すること。若しくは、当該能力を有する者と共同で事業を行うこと。
- ② 補助対象事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ③ 補助事業終了後、沖縄県内を拠点にビジネスプランを実施すること。
- ④ 非営利団体や収益事業を行っていない団体については、民間企業の設立や営利団体と共同で補助事業を実施するなど、提案するビジネスプランを着実に推進する体制を構築する計画を有していること。

文化資源の対象範囲

本事業の補助対象となる文化資源の範囲は、琉球舞踊、沖縄音楽、組踊、芸能、方言、空手・古武術、工芸品、エイサー、ハーリー、食文化、グスク、歴史上の人物等、有形無形を問わず、また、伝統的であるか否かを問わず、「沖縄発祥の文化」として本県又は地域内である程度認知されていれば支援の対象とします。

なお、島野菜、アグー、シークッカー等といった農水産物は、本事業の対象となる文化資源には含まれません。

ビジネスプランの対象範囲

本事業で補助対象とするビジネスプランは以下の事項のすべてを満たすものとします。

- ① 本事業の対象範囲に含まれる文化資源を活用したビジネスプラン又は商品・サービスの開発・販売を行う計画となっていること。
- ② ビジネスプランや新商品・サービスに新規性があること。
- ③ 継続性・採算性が見込まれる提案であること
- ④ 具体性のある事業計画であること

⑤ 活用する文化資源に対して相乗効果・波及効果が見込まれること

支援内容

補助金の交付

- (1) 補助率：補助対象経費の3/4以内
- (2) 補助限度額：300万円以内

活用のポイント

採択は、県の予算の範囲内で行われるため、補助金の交付額については、提案額から減額されることがあります。

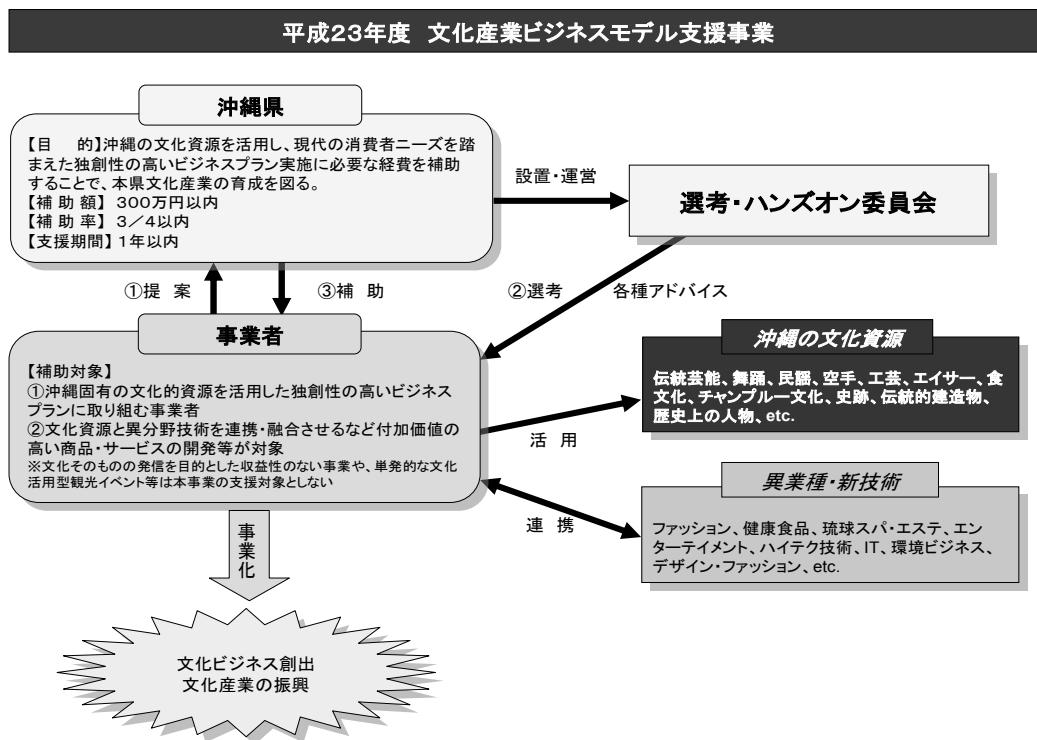
補助金の支払は原則として精算払いですので、補助金が交付されるまでの間は、全額自己資金等により補助事業を実施する必要があります。提案様式には、補助金の交付を受けるまでのつなぎ資金の調達方法について明記して下さい。

申請時期

平成23年4月11日（月）～平成23年5月13日（金）17時必着

※平成23年度の公募は、終了いたしました。詳しくは文化産業支援班までお問い合わせください。

フロー図等



問い合わせ先

沖縄県文化観光スポーツ部 文化振興課 文化産業支援班
TEL 098-866-2768 FAX 098-866-2122